別表第五号　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

［第一　略］

第二　法第六十条の時計及び備付書類

［一　略］

二　免許記録の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示を含む。）

［三・四　略］

［第三　略］

別表第七号　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

［第一　略］

第二　法第六十条の時計及び備付書類

点検の種別	点検の項目
［一　略］	
二　法第七十三条第四項の点検	［イ　略］ ロ　免許記録の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示を含む。） ［ハ・ニ　略］

［第三　略］

別表第八号　点検結果通知書の様式（第21条関係）

法第10条第２項、第18条第２項及び第73条第４項の点検を依頼した者宛て通知する点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（１枚目）

年　月　日

点　検　結　果　通　知　書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者　　宛て

登録検査等事業者
の氏名又は名称（注１）
登録番号
点検員の氏名

電波法第24条の２第４項の規定により上記のとおり登録したことを証する。（注３）

年　月　日

（注４）（何）総合通信局長　（印）

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）に限り記載する。

２　登録を受けた者が点検の事業のみを行う者である場合はその旨を記載する。

３　外国点検事業者の登録の場合は、「電波法第24条の２第４項」とある部分は、「電波法第24条の13第２項」とする。

４　「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第五号　［同上］

［第一　同上］

第二　［同上］

［一　同上］

二　無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示）

［三・四　同上］

［第三　同上］

別表第七号　［同上］

［第一　同上］

第二　［同上］

点検の種別	点検の項目
［一　同上］	
二　法第七十三条第四項の点検	［イ　同上］ ロ　無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示） ［ハ・ニ　同上］

［第三　同上］

別表第八号　点検結果通知書の様式（第21条関係）

法第10条第２項、第18条第２項及び第73条第４項の点検を依頼した者宛て通知する登録点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（１枚目）

年　月　日

点　検　結　果　通　知　書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者　　宛て

登録検査等事業者
の氏名又は名称（注１）
登録番号
点検員の氏名